

【請願第4号】

国に対し「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出を求める請願書

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。

しかし事業主と共に働き、営業を支える家族事業者の「働き分」は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、家族従業者の働き分を必要経費として認められていません。配偶者が年86万円、配偶者以外の親族は年50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつ

ながっています。

地域に貢献する中小業者と事業を支える家族従業者の人権保障と地位向上が求められています。

同じ労働に対して、申告の形態で、専従者給与額に差を設ける制度は労働に対する正当な評価とはいえず、働く人の人権を無視するものです。所得税法第56条は廃止すべきと、現在全国で11県を含む556を超える自治体が国に意見書を上げています。家族経営における専従者の8割は女性です。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制などの各種制度のあり方を検討する」と明記しています。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を

正当に評価し、その働き分を必要経費に認められています。

国連女性差別撤廃委員会では日本政府に対し、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げている」と懸念し、所得税法の見直しを勧告しました。日本弁護士連合会は所得税法56条・57条見直しの意見書を公表し、「家族従業者に対する支払い給与についても他人を雇用した場合と同様、経費に算入することを原則とし、支払われた賃金については家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けるよう、専従者給与制度の見直しを検討すべきである」としています。以上の理由から、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただくようお願いいたします。

【請願事項】

所得税法第56条の廃止をもとめてください。

賛成少数で不採択



【請願第5号】

「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書の提出を求める請願書

【請願事項】

一、「消費税のインボイス制度は、実施を中止すること」との意見書を国に上げてください。

賛成討論

インボイス制度とは、インボイス（適格請求書等）と呼ばれる伝票

を基に、消費税の納税額を計算する仕組みのことです。

賛成少数で不採択

インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した、取引ごとにやり取りする伝票（請求書、領収書、送り状など）のことで、税率ごとにまとめた金額を記載します。

仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと、売り上げに係る消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまいます。年間売上高1000万円以下の免税事業者は、税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、インボイスを発行することができません。

そのため、取引先や元請け、業務委託元から取引が断られる。値引きや単価引き下げを

求める。課税業者になるよう要求され、消費税の納税が必要になるなど、大変厳しい状況、廃業の危機に追い込まれます。

この間、日本商工会議所、全国中小企業家同友会、全県総連、日本税理士会連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会、全国商工団体連合会などの中小企業団体や、税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

賛成少数で不採択